

## カード会員規約の改定内容

改定対象： NC カード・NC 各種提携カード会員規約【NCJCB】（ 一般条項 第 9 条 1、2 ）

改定前	改定後
<p>第 9 条(ご利用代金明細書(請求書)・残高承認)</p> <p>1. 当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金、又はキャッシングサービスの支払金を請求するときは、予めカードご利用代金明細書(請求書)を本人会員の届出住所宛に送付します。</p> <p>2. 本人会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後、1 週間以内に異議の申立をしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</p>	<p>第 9 条(ご利用代金明細書(請求書)・残高承認)</p> <p>1 当社は、本人会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金、又はキャッシングサービスの支払金を請求するときは、予めカードご利用代金明細書(請求書)を<u>電磁的方法又は封書の郵送による方法にて本会員へ通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合(当社が口座振替の登録を完了していない場合を含む)は、ご利用代金明細書を本人会員の届出住所宛に郵送にて送付します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、当該発行手数料は無料とします。発行手数料を徴求する場合には、当社は本会員に徴求内容を通知又はホームページ等で公表するものとします。</u></p> <p>2.本人会員が前項のご利用代金明細書を受け取った後<u>(電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項のご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には本人会員がこれを受信した後)</u>、1 週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該ご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。</p>